

第4期古河市障害者基本計画（案）パブリックコメント実施結果

1. 案件名：第4期古河市障害者基本計画（案）
2. 募集期間：令和5年1月4日から令和5年1月23日（月）まで
3. 提出件数：3件（提出者 1名）

第4期古河市障害者基本計画（案）に対する意見募集にご意見いただきありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方を公表させていただきます。

項目	内容	市の考え方
P74 (3) 意思疎通支援の推進について	視覚障害や聴覚障害のほかにも言語障害、失語症、医療的ケア児、場面緘黙症などの発達障害においても意思疎通が困難な場合があるため、「コミュニケーションボードや筆談による支援」を追加してほしい。	障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供として、行政機関ではコミュニケーションボードや筆談による対応を行うことが義務づけられており、現在、各窓口において対応をしているのでとっております。従いまして、改めて「施策の方向」で記載することは省かせていただいております。 この項目において、全体的な意思疎通支援について推進することに努めてまいります。
P97 ICTについて	ICT用語解説では、「情報伝達技術という意味」とありますが、情報コミュニケーション技術のほうが良いのではないかと？	ICTはinformation and communications technologyの略称で一般的に「情報通信技術」として、包括的な用語として用いられていますので、「情報伝達技術」から「情報通信技術」に変更させていただきます。
図表などに使われている色について	ピンク×グレーは色覚異常などがある人にとって、見分けがしにくい組み合わせです。 カラーユニバーサルデザインを参考にしてください。	ご意見を参考にカラーユニバーサルデザイン配色に適合するよう修正いたします。

